

# 西栗倉村新型インフルエンザ等対策 行動計画

令和8年6月



## 目次

はじめに .....	- 1 -
第 1 部 総論 .....	- 2 -
第 1 章 新型インフルエンザ等対策の基本的な事項 .....	- 2 -
第 1 節 新型インフルエンザ等対策の基本方針 .....	- 2 -
第 2 節 対策の基本項目 .....	- 2 -
第 3 節 対策推進のための役割分担 .....	- 3 -
第 2 部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 .....	- 5 -
第 1 章 実施体制 .....	- 5 -
第 1 節 準備期 .....	- 5 -
第 2 節 初動期 .....	- 5 -
第 3 節 対応期 .....	- 6 -
第 2 章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....	- 8 -
第 1 節 準備期 .....	- 8 -
第 2 節 初動期 .....	- 8 -
第 3 節 対応期 .....	- 8 -
第 3 章 まん延防止 .....	- 9 -
第 1 節 準備期 .....	- 9 -
第 2 節 初動期 .....	- 9 -
第 3 節 対応期 .....	- 9 -
第 4 章 ワクチン .....	- 10 -
第 1 節 準備期 .....	- 10 -
第 2 節 初動期 .....	- 13 -
第 3 節 対応期 .....	- 15 -
第 5 章 保健 .....	- 17 -
第 1 節 準備期 .....	- 17 -
第 2 節 初動期 .....	- 17 -
第 3 節 対応期 .....	- 17 -
第 6 章 物資 .....	- 19 -
第 1 節 準備期 .....	- 19 -
第 2 節 初動期 .....	- 19 -
第 3 節 対応期 .....	- 19 -
第 7 章 住民の生活及び地域経済の安定の確保 .....	- 20 -
第 1 節 準備期 .....	- 20 -
第 2 節 初動期 .....	- 21 -
第 3 節 対応期 .....	- 21 -

はじめに

西粟倉村では、新型インフルエンザ等が発生した場合に、住民の生命と健康を守り、地域社会の安定を確保するため、平常時からの備えと発生時の迅速な対応を体系的に整理する必要がある。

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第8条に基づき、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」及び「岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」と整合を図りつつ、村における対策の基本的な枠組みを定めるものである。村の人口規模、医療資源、地理的条件、地域コミュニティの特性を踏まえ、行政内部の対応のみならず、医療機関、介護・福祉施設、教育機関、事業者、地域住民等との協働により、感染拡大の防止と社会機能の維持を図ることを目的とする。

## 第1部 総論

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の基本的な事項

#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の基本方針

(特措法第8条第2項第1号：対策の総合的な推進に関する事項)

村は、政府行動計画及び県行動計画の基本的考え方を踏まえ、村の人口規模、医療資源、地理的条件等の地域特性に応じて、次の方針により新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

##### 1-1. 住民の生命・健康の保護を最優先とすること

感染拡大防止、重症化予防、医療提供体制の確保を最重要課題とし、住民の生命と健康を守ることを基本とする。

##### 1-2. 平常時からの備えを重視すること

訓練、備蓄、体制整備、情報共有、住民啓発等を計画的に進め、発生時の迅速かつ的確な対応につなげる。

##### 1-3. 発生時には迅速かつ的確に対応すること

新型インフルエンザ等の発生状況（海外発生、国内発生、県内発生、地域流行、まん延期等）に応じて、次の項目を段階的かつ柔軟に実施する。

- ・西粟倉村対策本部（以下「村対策本部」という。）の設置
- ・情報収集とリスク評価
- ・医療・保健対応の強化
- ・ワクチン接種の実施
- ・住民生活支援

これは政府行動計画が示す「発生段階に応じた対策体系」を、村の規模に応じて適用するものである。

##### 1-4. 地域の実情に応じた柔軟な対応を行うこと

村の小規模性、医療資源の限界、交通条件等を踏まえ、岡山県や近隣市町村との連携を重視し、地域の実情に応じた対応を行う。

##### 1-5. 行政・医療・介護・福祉・教育・事業者・住民が協働すること

感染症対策は行政のみで完結しないため、関係機関と平時から協力体制を構築し、発生時には一体となって対応する。

#### 第2節 対策の基本項目

村が実施する対策は、政府行動計画及び県行動計画が示す対策体系を基礎とし、村の人口規模・医療資源・地理的条件を踏まえて選定したものである。

##### 2-1. 実施体制の整備

村対策本部の設置、指揮命令系統、職員体制、応援要請等を整備し、発生時の迅速な意思決定を可能とする。

## 2-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

住民への正確な情報提供、相談体制、コールセンター等を整備し、不安の軽減と適切な行動を促す。

## 2-3. まん延防止

基本的感染対策の普及、施設対応、行動制限等を実施し、地域内での感染拡大を抑制する。

## 2-4. ワクチン接種

資材確保、接種体制構築、住民接種・特定接種の実施を行い、重症化予防と社会機能維持を図る。

## 2-5. 保健対応

健康観察、生活支援、濃厚接触者対応等を行い、住民の健康と生活を支える。

## 2-6. 物資の確保

個人防護具（PPE）等の備蓄、供給体制の整備を行い、医療・介護・行政機能の維持を図る。

## 2-7. 住民生活および地域経済の安定確保

生活支援、要配慮者支援、物資供給、火葬・埋葬、経済対策等を実施し、住民生活の安定を確保する。

これらの項目は、特措法第8条に定める市町村行動計画の記載事項に対応しており、各章において具体的な取組内容を示す。

## 第3節 対策推進のための役割分担

（特措法第8条第2項第4号：関係機関との連携に関する事項）

役割分担は、政府行動計画・県行動計画が示す各主体の責務を踏まえ、村の実情に応じて設定したものである。各主体が有する権限・資源・機能に応じて最大限活用しつつ役割を明確化し、平時からの連携体制を構築することで、発生時の迅速な対応を可能とする。

### 3-1. 国の役割

- ・ 新型インフルエンザ等対策の基本方針・政府行動計画の策定
- ・ ワクチン・治療薬等の確保および配分
- ・ 緊急事態宣言の発出
- ・ 財政支援、技術的助言、情報提供

### 3-2. 岡山県の役割

- ・ 県行動計画の策定
- ・ 保健所による疫学調査、健康観察、医療調整
- ・ 広域的な医療・接種体制の調整

- ・市町村への助言・支援
- ・県対策本部の設置・運営

### 3-3. 村の役割

- ・西栗倉村行動計画（以下「村行動計画」という。）の策定・実施
- ・村対策本部の設置・運営
- ・住民への情報提供・相談対応
- ・ワクチン接種体制の構築・実施
- ・生活支援、要配慮者支援、物資配布
- ・村内関係機関との調整

### 3-4. 関係機関との協力体制

- ① 村内及び近隣の医療機関・医師会
  - ・診療、検査、ワクチン接種、救急対応
- ② 村内及び近隣の介護・福祉施設
  - ・利用者の感染対策、生活支援
- ③ 村内の教育機関
  - ・学校の感染対策、学習の継続
- ④ 村内及び近隣の登録事業者
  - ・業務継続計画（BCP）の策定及び業務の継続
  - ・特定接種に関する調整
  - ・課題把握と行政調整
- ⑤ 村内及び近隣の一般事業者
  - ・感染防止対策の周知・啓発
  - ・休業要請・時短要請への協力
  - ・業務継続計画（BCP）の策定努力及び業務の継続
  - ・従業員の感染対策・健康管理
- ⑥ 消防・警察
  - ・救急搬送、治安維持
- ⑦ 民生委員・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所
  - ・高齢者等の見守り

### 3-5. 地域住民の役割

基本的感染対策、情報共有、地域支え合いを通じて、地域全体の感染拡大防止に協力する。

村は、これらの関係機関と平常時から協力体制を構築し、発生時には迅速な連携が図れるよう調整を行う。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制<sup>1</sup>

#### 第1節 準備期

##### 1-1. 実践的な訓練の実施

村は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

##### 1-2. 村行動計画等の作成及び体制整備・強化

- ① 村は、村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者の他、学識経験者の意見を聴く<sup>2</sup>。
- ② 村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保を行うとともに、有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 村は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

##### 1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、県、村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、県、村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

#### 第2節 初動期

##### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合<sup>3</sup>及び県が岡山県新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合において、村は必要に応じて、村対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 村は、必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的

---

1 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

2 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

3 特措法第15条

な対応を進める。

## 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

村は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援<sup>4</sup>を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する<sup>5</sup>ことを検討し、所要の準備を行う。

## 第3節 対応期

### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

#### 3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 村は、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため必要があるときは、県を通じて国に対し、職員の派遣を要請する。
- ② 村は、新型インフルエンザ等のまん延により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>6</sup>を要請する。
- ③ 村は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める<sup>7</sup>。

#### 3-1-2. 必要な財政上の措置

村は、国からの財政支援<sup>8</sup>を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>9</sup>し、必要な対策を実施する。

### 3-2. 緊急事態措置の検討等について

#### 3-2-1. 緊急事態宣言の手続

村は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに村対策本部を設置する<sup>10</sup>。  
村は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>11</sup>。

### 3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

---

4 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

5 特措法第70条の2第1項。新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

6 特措法第26条の2第1項

7 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

8 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

9 特措法第70条の2第1項。新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

10 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

11 特措法第36条第1項

### 3-3-1. 村対策本部の廃止

村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく村対策本部を廃止する<sup>12</sup>。

---

12 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション<sup>13</sup>

### 第1節 準備期

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

村は、住民が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、有用な情報源として認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、国からの要請を受けてのコールセンター等の設置をはじめ、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

### 第2節 初動期

#### 2-1. 情報提供・共有について

村は、国、県及び他の市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行うため、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有とともに住民からの相談受付等を実施する。

#### 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

村は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

### 第3節 対応期

#### 3-1. 情報提供・共有について

村は、第2節（初動期）2-1の対応を継続する。

#### 3-2. 双方向のコミュニケーションの継続

村は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続して設置する。

---

13 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

### 第3章 まん延防止<sup>14</sup>

#### 第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等  
村は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から住民の理解促進を図る。

#### 第2節 初動期

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

村は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

#### 第3節 対応期

3-1. 患者や濃厚接触者への対応

村は、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき県が実施する患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置に協力する。また、県の積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の措置に協力する。

---

14 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。市町村が実施するまん延防止措置を記載する。

## 第4章 ワクチン<sup>15</sup>

### 第1節 準備期

#### 1-1. ワクチンの接種に必要な資材

村は、表1を参考に、接種を実施する場合に速やかに資材を確保するため、平時から予防接種に必要なとなる資材の確保方法等の確認を行う。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

#### 1-2. ワクチンの供給体制

村は、実際にワクチンを供給するに当たり、随時事業者を把握するほか、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

15 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

### 1-3. 接種体制の構築

#### 1-3-1. 接種体制

村は、村診療所・医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

#### 1-3-2. 特定接種

- ① 村は、国が定める基準に該当する事業者の登録業務に協力する。
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する地方自治体を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、村は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

#### 1-3-3. 住民接種

迅速な予防接種等を実現するため、平時から次の（ア）から（ウ）までの準備を行う。

（ア） 村は、国等の協力を得ながら、居住する者が速やかにワクチン接種できる体制を構築する<sup>16</sup>。

次の事項について、村診療所・医師会等と連携の上、検討を行うとともに、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう検討する。

- i 接種対象者数（表2参照）
- ii 人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県、市町村間及び村診療所・医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法

---

16 予防接種法第6条第3項

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

（イ） 村は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を締結する等、村外の市町村における接種を可能にするよう取組を進める。

（ウ） 村は、住民が速やかに接種できるよう、村診療所・医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所・接種の時期の周知、予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

#### 1-4. 情報提供・共有

##### 1-4-1. 住民への対応

村は、定期の予防接種について、被接種者等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&Aの提供など、双方向的な取組を進める。

## 第2節 初動期

### 2-1. 接種体制

#### 2-1-1. 接種体制の準備

村は、国が特定接種又は住民接種の実施を見据えて整理した、接種の優先順位の考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。

#### 2-1-2. 早期の情報収集

村は、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を国及び県から収集する。

#### 2-1-3. 接種体制の構築

村は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

また、効率的な接種の観点から、県が広域的な接種の実施体制の構築について検討及び調整を行う場合、必要な協力を行う。

#### 2-1-4. ワクチンの接種に必要な資材

村は、表1に記載する資材について、適切に確保する。

### 2-2. 接種体制

#### 2-2-1. 特定接種

村は、村診療所・医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、村は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて村診療所・医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

#### 2-2-2. 住民接種

- ① 村は、接種を速やかに開始できるよう、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 村は、接種が円滑に行われるよう地域の実情に応じて、村診療所・医師会、近隣市町村、県、医療機関、健診機関等と接種を実施する医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種を実施する医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議する。

- ③ 村は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村又は都道府県の介護保険部局等、村診療所・医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ④ 村は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、運営要員の確保を進めるとともに、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

なお、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合、医療法に基づく診療所開設の許可等を受ける。

- ⑤ 村は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者が接種会場に赴かないよう広報等を行い注意喚起する。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、医療機関及び接種者に対し、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑥ 接種会場での救急対応について、村は、被接種者にアナフィラキシーショック等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品について表 1 を参考に準備を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、村診療所・医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、適切な連携体制を確保する。

- ⑦ 村は、接種会場における感染性廃棄物の処理のため、廃棄物処理業者の選定を進める。
- ⑧ 接種会場における感染予防の観点から、接種経路の設定に当たって、村は、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保するとともに、要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 3-1. ワクチン及び必要な資材の供給

- ① 村は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 村は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じ、国からの要請を受けた場合、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行い管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。

#### 3-2. 接種体制

村は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

##### 3-2-1. 特定接種

###### 3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、村は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### 3-2-2. 住民接種

###### 3-2-2-1. 予防接種の準備

村は、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

###### 3-2-2-2. 予防接種体制の構築

- ① 村は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に村において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 村は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

###### 3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

村は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

#### 3-2-2-4. 接種体制の拡充

村は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村又は都道府県の介護保険部局等や村診療所・医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-5. 接種記録の管理

村は、市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

#### 3-3. 情報提供・共有

- ① 村は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種状況、接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）、相談窓口（コールセンター等）の連絡先に加え、国が提供する予防接種に係る有効性・安全性に関する情報について住民への周知を行うとともに、接種に係る差別等の防止について啓発を行う。
- ② 村は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を検討する。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、村は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### 1-1. 多様な主体との連携体制の構築

村は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県及び保健所等の関係機関と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

#### 1-2. 地域における情報提供・共有

村は、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動等その対策等について、国・県から提供された情報や媒体を活用しつつ、村民に対して情報提供・共有を行う。

### 第2節 初動期

#### 2-1. 有事体制への移行準備

村は、県と連携して感染症有事体制に向けた必要な物資・資機材の調達準備、人員の体制の準備を進める。

#### 2-2. 村民への情報提供・共有の開始

村は、国・県の設置した情報提供・共有のためのホームページ等の村民への周知、村民向けの相談センター等の設置等を通じて、村民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

### 第3節 対応期

#### 3-1. 相談対応

村は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、県と連携しつつ、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。

#### 3-2. 健康観察及び生活支援

- ① 村は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 村は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

### 3-3. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

村は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、村民の理解を深めるため、村民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

## 第6章 物資<sup>17</sup>

### 第1節 準備期

#### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等<sup>18</sup>

- ① 村は、村行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>19</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>20</sup>。

- ② 村は、最初に感染者に接触する可能性のある村職員等のための個人防護具の備蓄を進める。

### 第2節 初動期

#### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等<sup>21</sup>

- ① 村は、必要な感染症対策物資等について、行政及び村内医療・介護・福祉・教育施設の備蓄状況を確認する。
- ② 村は、必要な感染症対策物資等に関して、備蓄状況に応じ、十分な量を確保する。

### 第3節 対応期

#### 3-1. 感染症対策物資等の備蓄等<sup>22</sup>

- ① 村は、必要な感染症対策物資等について、行政及び村内医療・介護・福祉・教育施設の備蓄状況を確認する。
- ② 村は、必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保する。

#### 3-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足し状況の逼迫するときは、村が備蓄する物資及び資材を関係機関に融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力する。

---

17 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

18 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

19 特措法第10条

20 特措法第11条

21 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

22 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

## 第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保<sup>23</sup>

### 第1節 準備期

#### 1-1. 情報共有体制の整備

村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や関係部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな者、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### 1-3. 物資及び資材の備蓄<sup>24</sup>

① 村は、村行動計画に基づき、第6章第1節に規定する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>25</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>26</sup>。

② 村は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

村は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>27</sup>等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

---

23 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

24 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

25 特措法第10条

26 特措法第11条

27 「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」を参照。

## 第2節 初動期

### 2-1. 遺体の火葬・安置

村は、国から県を通じて要請があった場合、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## 第3節 対応期

### 3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

#### 3-1-1. 心身への影響に関する施策

村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

#### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

村は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>28</sup>等に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### 3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>29</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

#### 3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 村は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるお

28 「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」を参照。

29 特措法第45条第2項

それがあるときは、村行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

- ④ 村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>30</sup>。

### 3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 村は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 村は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③ 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となり、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるとして、特措法第 56 条の規定に基づく埋葬及び火葬の特例が設けられた場合、村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

## 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### 3-2-1. 事業者に対する支援

村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

### 3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

---

30 特措法第 59 条